

# 障害福祉サービス居宅介護事業

当事業所は高知県から指定居宅支援事業者の認可を受けています。

事業所番号 3912404047  
指定年月日 平成19年4月1日付け  
身体障害者、知的障害者、障害児、精神障害者

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 仁淀川町社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 高知県吾川郡仁淀川町大崎264-8
- (3) 電話番号 0889-35-0207
- (4) 代表者氏名 会長 中越八束
- (5) 設立年月日 平成17年8月1日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 居宅介護、重度訪問介護
- (2) 事業の目的 居宅介護は、障害者総合支援法令に従い、ご契約者（利用者）が居宅において、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 サポートセンター ほのか
- (4) 事業所の所在地 高知県吾川郡仁淀川町大崎264-8
- (5) 電話番号 (0889) 35-0250
- (6) 事業所管理者 氏名 掛水奈美
- (7) 当事業所の運営方針  
居宅介護の事業は、その可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活が継続できるよう、入浴、排泄、食事の介護、移動介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- (8) 開設年月 平成19年4月1日

(9) 事業所が行っている他の事業

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

【指定訪問介護・第1号訪問事業・指定居宅介護支援】

平成19年4月1日 高知県 3972400653号

【通所介護・第1号通所介護】

ディサービスセンター「とちの木園」

平成19年4月1日 高知県 3972400679号

ディサービスセンター「池川」

平成19年4月1日 高知県 3972400687号

ディサービスセンター「せいらん荘」

平成19年4月1日 高知県 3972400661号

【基準該当訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護】

平成19年4月1日 仁淀川町 3982400040号

(10) 通常の事業の実施地域 仁淀川町

(11) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
受付時間	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分
サービス提供時間帯	月曜日～日曜日 6時00分～22時00分

- ・営業日：天災その他、業務を遂行できない日を除き、月曜日から金曜日とする。
- ・休日は、国民の休日及び年末年始（12月30日～1月3日）とする。ただし、必要に応じて365日体制とする。

### 3. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護サービスを提供する従業者として、以下の職種の従業者を配置しています。

管理者 (サービス提供責任者と兼務)	常勤 1名	事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います。
サービス提供責任者	常勤 2名	利用の申し込みにかかる調整、従業者等に対する技術指導、居宅介護計画及び重度訪問介護計画の作成等を行います。
従業者	常勤4名非常勤1名	居宅・重度訪問介護計画に基づき、サービスの提供を行います。

#### 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 指定居宅介護において提供するサービスに当たって指定居宅介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供いたします。

介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行いません。

サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成します。

#### (2) サービスの内容

○居宅介護の内容は次のとおりです。

1	身体介護 食事の介護・排泄の介護・衣類着脱の介護・入浴の介護・身体の清拭 通院等の介助その他必要な身体の介護
2	家事援助（ご契約者の分だけです） 調理・衣類の洗濯、補修・住居等の掃除、整理整頓・生活必需品の買物・ 関係機関等への連絡・その他必要な家事
3	相談、助言 生活、身上、介護に関する相談、助言 住宅改良に関する相談、助言 その他必要な相談、助言

○重度訪問介護の内容は次のとおりです。

1	身体介護 食事の介護・排泄の介護・衣類着脱の介護・入浴の介護・身体の清拭 通院等の介助その他必要な身体の介護
2	家事援助（ご契約者の分だけです） 調理・衣類の洗濯、補修・住居等の掃除、整理整頓・生活必需品の買物・ 関係機関等への連絡・その他必要な家事
3	移動介助（経済活動、社会通念上適当でない外出を除き1日の範囲内で用 務が終わるものに限る） 社会生活上必要不可欠な外出 余暇活動等社会参加のための外出

4	相談、助言 生活、身上、介護に関する相談、助言 住宅改良に関する相談、助言 その他必要な相談、助言
---	--

(3) 利用料金

通常の実施地域でのサービス利用料金は次のような例になります。

1. 居宅介護

	サービス提供時間	利用料	利用者負担額
身体介護	30分未満	2,560円	256円
	30分以上1時間未満	4,040円	404円
	1時間以上1時間30分未満	5,870円	587円
	1時間30分以上2時間未満	6,690円	669円
家事援助	30分未満	1,060円	106円
	30分以上45分未満	1,530円	153円
	45分以上1時間未満	1,970円	197円
	1時間以上1時間15分未満	2,390円	239円
	1時間15分以上1時間30分未満	2,750円	275円
	1時間30分以上1時間45分未満	3,110円	+ 311円
通院等介助（身体介護を伴う）	30分未満	2,560円	256円
	30分以上1時間未満	4,040円	404円
	1時間以上1時間30分未満	5,870円	587円
	1時間30分以上2時間未満	6,690円	669円
通院等介助（身体介護を伴わない）	30分未満	1,060円	106円
	30分以上1時間未満	1,970円	197円
	1時間以上1時間30分未満	2,750円	275円
	1時間30分以上2時間未満	3,450円	345円

※ 当事業所（居宅介護）は、特別地域加算（15%）及び介護職員処遇改善加算Ⅱ（40.2%）、基本料金にそれぞれ加算されます。

2. 重度訪問介護

	サービス提供時間	利用料	利用者負担額
重度訪問 I	1 時間未満	2, 1 4 0 円	2 1 4 円
	1 時間以上 1 時間 3 0 分未満	3, 1 9 0 円	3 1 9 円
	1 時間 3 0 分以上 2 時間未満	4, 2 4 0 円	4 2 4 円
	2 時間以上 2 時間 3 0 分未満	5, 3 0 0 円	5 3 0 円
	2 時間 3 0 分以上 3 時間未満	6, 3 6 0 円	6 3 6 円
	3 時間以上 3 時間 3 0 分未満	7, 4 1 0 円	7 4 1 円
	3 時間 3 0 分以上 4 時間未満	8, 4 6 0 円	8 4 6 円
	4 時間以上 8 時間未満 3 0 分増すごとに	+ 9 8 0 円	+ 9 8 円
重度訪問 II	1 時間未満	2, 0 2 0 円	2 0 2 円
	1 時間以上 1 時間 3 0 分未満	3, 0 1 0 円	3 0 1 円
	1 時間 3 0 分以上 2 時間未満	4, 0 0 0 円	4 0 0 円
	2 時間以上 2 時間 3 0 分未満	5, 0 0 0 円	5 0 0 円
	2 時間 3 0 分以上 3 時間未満	6, 0 0 0 円	6 0 0 円
	3 時間以上 3 時間 3 0 分未満	6, 9 9 0 円	6 9 9 円
	3 時間 3 0 分以上 4 時間未満	7, 9 9 0 円	7 9 9 円
	4 時間以上 8 時間未満 3 0 分増すごとに	+ 9 2 0 円	+ 9 2 円
重度訪問 III	1 時間未満	1, 8 6 0 円	1 8 6 円
	1 時間以上 1 時間 3 0 分未満	2, 7 7 0 円	2 7 7 円
	1 時間 3 0 分以上 2 時間未満	3, 6 9 0 円	3 6 9 円
	2 時間以上 2 時間 3 0 分未満	4, 6 1 0 円	4 6 1 円
	2 時間 3 0 分以上 3 時間未満	5, 5 3 0 円	5 5 3 円
	3 時間以上 3 時間 3 0 分未満	6, 4 4 0 円	6 4 4 円
	3 時間 3 0 分以上 4 時間未満	7, 3 6 0 円	7 3 6 円
	4 時間以上 8 時間未満 3 0 分増すごとに	+ 8 5 0 円	+ 8 5 円

- ※ 重度訪問介護については、8時間を超える場合は、報酬単価に基づき計算をいたします。
  - ※ 当事業所（重度訪問介護）は、特別地域加算（15%）及び介護職員処遇改善加算Ⅱ（32.8%）対象事業所です。基本料金にそれぞれ加算されます。
  - ☆ 「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。
  - ☆ 上記サービスの利用単価は、実際にサービスに要した時間ではなく、居宅介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うため標準的に必要となる居宅生活支援費単価表により算定されたものです。
  - ☆ 平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。
    - ・ 夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
    - ・ 早朝（午前6時から午前8時まで）：25%
  - ☆ 1人のホームヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと2人のヘルパーでサービスを提供した場合は、通常利用料金の2倍の料金をいただきます。
    - ・ 体重の重たい方に対する入浴介護等の重介護サービスを行う場合
    - ・ 暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合
  - ☆ 事業所が要件を満たした場合は特定事業所加算として利用料金に割増をした料金をいただきます。
  - ☆ 新規に居宅介護計画を作成した利用者、過去2月に指定居宅介護の提供を受けていない利用者に対して、サービス提供責任者が訪問、若しくは同行訪問した場合初回加算をいただきます。
  - ☆ 居宅介護計画に位置付けられていない居宅介護（身体介護中心に限る）を、利用者または家族等から要請を受けて24時間以内に行った場合、相談支援専門員とサービス提供責任者が連携を図り訪問が必要であると判断し緊急に居宅介護を行った場合緊急時対応加算をいただきます。
  - ☆ 当事業所が利用者負担合計額の管理を行う場合は利用者負担上限額管理加算として利用料金に加算されます。
  - ☆ 支給限度枠からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- (4) 支援費支給対象とならないサービス（契約書第3条）
- 一 通常のサービスに要する時間を越える居宅介護サービス
  - 二 支給限度枠給付の支給限度額を越える居宅介護サービス
  - 三 介護用品、日常生活上の通常必要経費、その他実費
- (5) 交通費
- 通常の実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、実施地域を越えた地点から利用者のお宅までの距離に

要した交通費をいただきます。

#### (6) 利用料金のお支払い方法

前記(3)、(4)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、請求月25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：高知銀行、高知信用金庫、J A 高知県各支店、郵便局などです。

#### 5. サービスの利用に当たっての留意事項

##### (1) サービス提供を行う従業者

サービスの提供に当たり、担当のサービス提供責任者が決定します。

サービス提供に当たっては、複数の従業者が交替してサービスを提供します。

##### (2) 従業者の交替

選任された従業者の交替を希望する場合には、当該従業者が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して従業者の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の従業者の指名はできません。

また、事業者の都合により、従業者を交替することがあります。

従業者を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

##### (3) サービス実施時の留意事項

一 契約者は当事業者が提供するサービスで定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することができません。

二 居宅介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行ないます。但し、事業者は居宅介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

(4) 台風、地震、積雪等の悪天候時や災害時等サービスの提供が困難な場合には、やむを得ずサービスの提供を中止させていただく場合があります。

##### (5) 禁止行為

①職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)

②職員に対する精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為)

③職員に対するセクシュアルハラスメント(意に沿わない性的誘い掛け、好意的態度の要求、性的嫌がらせ行為)

#### 6. 利用の中止、変更、追加(契約書第7条)

○契約者は、利用期日前において、居宅介護サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合には

サービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	自己負担相当額

○サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、居宅介護の稼働状況により契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。

## 7. サービス実施時の留意事項

### (1) 事業者及びサービス従事者の義務

- 一 サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、生活環境等の安全に配慮するものとし、利用者の体調・健康状態等の必要な事項について看護職員、もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関との連携及び契約者から聴取・確認したうえでサービスを実施します。
- 二 サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

### (2) 守秘義務等

- 一 事業者及びサービス従事者は、居宅介護サービスを提供するうえで知り得た契約者またはその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。
- 二 事業者は、契約者の緊急の医療上の必要性がある場合には、医療機関等に契約者の心身等に関する情報を提供できるものとします。
- 三 契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文章により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

### (3) 虐待防止の対応

- 一 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとします。
  - ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。
  - ③ 虐待防止等の為の責任者の設置
- 二 事業所は、利用者の尊厳と主体性を尊重し身体拘束を安易に正当化することなく、全職員が身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束をしないケアの実施に努めるものとします。
- 三 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

#### (4) 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるとともに事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をします。

#### (5) 損害賠償責任

- 一 事業者は、契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。守秘義務に違反した場合も同様とし損害賠償責任を速やかに行うものとします。
- 二 契約者にも故意又は重要な過失が認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。

#### (6) 事業者の責に帰すべからざる事由

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

#### (7) 訪問介護員の禁止行為

- 一 契約者もしくはその家族等からの物品・金銭等の授受
- 二 契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- 三 契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為
- 四 契約者の家族等に対する居宅介護の提供

#### (8) 衛生管理等

- 一 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断などの必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品などについても衛生的な管理に努めます。
- 二 事業所において感染症が発症し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。
  - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
  - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

#### (9) 業務継続計画の策定等について

- 一 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

二 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

三 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 8. 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

お客様相談窓口 電話番号 0889-35-0250

FAX番号 0889-20-2012

相談員 掛水奈美、野村真理

対応時間 平日の午前8時30分～午後5時15分

(2) 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申立てができます。

池川総合支所健康福祉課	所在地	仁淀川町土居甲916-3
	電話番号	0889-34-2112
	FAX番号	0889-34-3796
	対応時間	午前8時30分～午後5時15分
仁淀川町役場保健福祉課	所在地	仁淀川町大崎200
	電話番号	0889-35-0888
	FAX番号	0889-35-0228
仁淀総合支所健康福祉課	所在地	仁淀川町森2552-1
	電話番号	0889-32-1110
	FAX番号	0889-32-1100
高知県社会福祉協議会	所在地	高知市朝倉戊375-1
	電話番号	088-802-2611
	FAX番号	088-844-3852
	対応時間	午前8時30分～午後5時

(3) 提供するサービスの第三者評価の実施について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	無
実施した評価機関の名称	無
評価結果の開示状況	無

【説明確認欄】

令和 年 月 日

居宅介護契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業所 所在地 高知県吾川郡仁淀川町大崎 2 6 4 - 8

事業所名 サポートセンター ほのか

説明者 印

居宅介護契約締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 住 所 高知県吾川郡仁淀川町

氏 名 印

(代筆者) 住 所

氏 名 印

(続柄 )